

2018年10月1日 全19頁

金融商品会計、見直しに向け意見募集へ

IFRS 第9号とのコンバージェンスを検討

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表した。
- わが国の金融商品会計基準を、国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS 第9号「金融商品」などと比較・検討し、その見直しに着手するか決定する前の段階として意見募集を行うものであり、2018年11月30日を期限としている。
- わが国の金融商品会計基準とIFRS（国際会計基準又は国際財務報告基準）や米国の金融商品会計基準は、似ているようでかなり異なる点があり、今後見直しを行うということになれば、金融商品の会計実務に大きな影響を与えることが予想される。

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| I. ASBJによる意見募集実施へ | 2頁 |
| II. 論点となりうる点 | 4頁 |
| 1. 分類と測定 | 4頁 |
| (1) 概要 | 4頁 |
| (2) IFRS 第9号での分類と測定 | 4頁 |
| (3) 論点（意見募集で挙げられたものを含む） | 9頁 |
| 2. 減損 | 11頁 |
| (1) 概要 | 11頁 |
| (2) IFRS 第9号の減損 | 11頁 |
| (3) 論点（意見募集で挙げられたものを含む） | 13頁 |

| | |
|--------------------------|------|
| 3. ヘッジ会計 | 15 頁 |
| (1) 概要 | 15 頁 |
| (2) IFRS 第 9 号のヘッジ会計 | 16 頁 |
| (3) 論点 (意見募集で挙げられたものを含む) | 19 頁 |

I . ASBJ による意見募集実施へ

ASBJ (企業会計基準委員会) は、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表した。2018 年 11 月 30 日まで意見募集を行う。

ASBJ の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、わが国の会計基準を、国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS (国際会計基準又は国際財務報告基準) 第 9 号「金融商品」のうち、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計、一般ヘッジ会計について、会計基準の開発に着手するか否かの検討を行う旨を示している。1 月から検討を開始しており、今回の意見募集は、会計基準の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を各方面から収集するために行うものである。

金融商品会計の主な分野としては、「分類と測定」(金融商品をどう分類してどう評価するか)、「減損」(評価減)、「ヘッジ会計」、「認識の中止」(財務諸表から除く処理)があるが、ASBJ は、このうち、「分類と測定」、「減損」、「ヘッジ会計」を検討課題の候補として想定している。中でも「減損」は、IFRS も米国基準も、予想信用損失モデルが導入されていることから、国際的な整合性を図る観点からは重要なものと考えている。意見募集では 3 つの論点について 11 の項目を取り上げている。

「認識の中止」は、今回の見直しの検討対象としては想定されていない。「認識の中止」に関しては SPE を金融商品の譲渡先とするケースでは、SPE が連結対象となるか否かという連結の範囲の問題と関係する。したがって、将来、連結の範囲について検討する際に併せて検討することが想定されている。なお、有価証券のクロス取引の売却損益の計上禁止は、認識の中止に関連するものであるため、検討の対象外ということになる。

もっとも、意見募集は何を検討課題にすべきかも含めて意見募集しており、回答によっては、認識の中止など、上記 3 分野以外にも分野が検討課題に加わる可能性を否定するものではない。

わが国の会計基準が、整合性をとる可能性がある対象の国際的な会計基準としては、IFRS、米国会計基準を挙げている。

意見募集の質問項目の概略は次のとおりである。

質問 1 回答者の属性

質問 2 金融商品会計基準の改正の意義

質問 3 プロジェクトにおいて検討する範囲：「分類と測定」、「減損」、「ヘッジ会計」を検討範囲として想定しているが、これらにどのような優先順位をつければいいのか。

質問 4 その他の関連する事項

- (1) 仮に国際的な整合性をとる場合、IFRSのみならず、米国基準も検討対象とするか？
- (2) 国際的な会計基準との整合性をとる程度について、国際的な会計基準の規定をそのまま取り入れるのか、得られる財務情報が投資家の観点で国際的な基準と大きく異なる程度を取入れに留めるのか？
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理を定める必要があるか？

質問 5 識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点）

:分類と測定、減損、ヘッジ会計の3分野において記載した11項目及び適用上の課題の分析の内容について、下記の観点から意見募集。

- (1) 各々の項目について記載されている内容が適切か
- (2) 記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものがあるか
- (3) 各々の項目について他にコメントはあるか
- (4) 11項目において記載されていない適用上の課題で識別されたものはあるか

質問 6 開示

質問 7 その他…ASBJの取組に関する意見

II. 論点となりうる点

1. 分類と測定

(1) 概要

わが国と IFRS の金融商品の「分類と測定」(評価)の概要を比較すると図表 1 のとおりである。

図表 1 日本基準と IFRS 第 9 号「金融商品」比較表

| 日本基準 | | IASB (IFRS第9号) | |
|--------------------------|---|---|---|
| 金融商品の分類※1 | 評価方法 | | |
| 売買目的有価証券 デリバティブ※2 | 時価評価(当期損益計上) | 時価評価(当期損益計上) | |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法※3 減損あり | 償却原価法 : 契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収)※8、※9 減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した予想信用損失アプローチ) | |
| 貸付金及び債権 | 償却原価法※3 減損あり(DCF法も導入) | | |
| その他有価証券 ※米国では売却可能有価証券 | 時価評価(OCI※4経由) ・全部純資産直入法※5 ・部分純資産直入法(わが国独自)※6 ・減損あり ・リサイクリングあり ※米国では株式は時価評価(当期損益計上) | 債券等 | 時価評価(OCI※4経由) ・契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収+売却)※10 減損・リサイクリングあり |
| | | 株式等 | 時価評価(OCI※4経由)※11 減損・リサイクリングなし |
| 金融負債 | 償却原価法※3 | 償却原価法 公正価値オプション※12を適用する場合は時価評価(当期損益計上)。※13 | |

※1 日本基準の場合、金融資産に関しては有価証券の評価を中心とした規定。米国基準も同様。IFRSは有価証券に限定していない。

※2 ヘッジ目的のデリバティブを除く。

※3 アモチゼーション・アキュムレーション付の原価法

※4 その他の包括利益

※5 評価損益の合計額をOCI経由で純資産に計上

※6 評価損益はOCI経由、評価損はP/L経由で純資産に計上

※7 当該金融資産の契約条件が特定日に元金の支払からなるCFのみを生じさせるものである。

※8 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※9 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示

※10 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)の回収と売却の両方の目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※11 企業が指定した持分金融商品が対象

※12 いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合を除去又は大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定

※13 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する(リサイクリング無し)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) IFRS 第 9 号での分類と測定

IFRS 第 9 号では、①「契約条件が特定日に元本とそれに基づく金利の支払のみからなるキャッシュ・フローを発生させるものである」か否かという要件(契約キャッシュ・フローの特性要件)と、②事業モデル要件によって金融資産の評価方法を図表 2 のように分けている。

図表 2 IFRS 第 9 号による金融資産の分類カテゴリ—評価方法

| 評価方法 | 要件 | |
|--------|----------------|-----------------|
| | 契約キャッシュ・フローの特性 | 事業モデル |
| 償却原価 | ○(達成) | 償却原価に関する事業モデル |
| FV-OCI | ○(達成) | FV-OCIに関する事業モデル |
| FV-PL | ○(達成) | 上記以外の事業モデル |
| | ×(未達成) | 事業モデルは関係無し |

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

①の要件を満たさない、あるいは①は満たしても②の要件を満たさない金融資産は、公正価値（時価）で評価し、その変動は当期の損益として計上する。「売買目的」の金融資産、頻繁に売買する金融資産、金融資産のポートフォリオが公正価値（時価）に基づいて管理され、そのパフォーマンスが時価（公正価値）に基づいて評価されるものは、この分類に含まれる。

① 契約キャッシュ・フロー要件

ア) 元本及び利息の支払のみである契約キャッシュ・フロー

契約キャッシュ・フロー要件を満たしている金融資産とは、貸付や債券などの負債性金融資産を想定している。利息は、主として、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間的価値と信用リスクの対価からなる。もっとも、これらは重要な構成要素ではあるが、唯一の考えられる要素ではなく、流動性リスクの対価、一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコスト（例えば管理コスト）、利益マージンなども、利息に含まれる。

貸付タイプの金融資産と関係のない要素としては、株価や商品価格の変動が例示されている。

レバレッジは、利息としての要件を満たさず、契約キャッシュ・フロー要件は満たさない。単独のオプション、先渡しおよびスワップ契約といったデリバティブは、レバレッジを含む金融資産の例である。

仕組債のような複合金融商品（資産）は、デリバティブ部分と元となる金融資産を区分経理せず、その複合金融商品（資産）全体で、契約キャッシュ・フロー要件を満たすか否かを判断するが、通常は当該要件を満たさないものと思われる。ただし、キャップ付の変動利付債は、固定金利の金融商品と変動金利の金融商品を組み合わせたものとして要件を満たす場合がある旨が例示されている。レバレッジがかかっていない物価連動債券で元本保証のあるものも、要件を満たしうる例として挙げられている。

これに対して、転換社債、インバース・フローター債は、要件を満たさない例として挙げられている。

イ) 貨幣の時間的価値への対価

貨幣の時間的価値とは、時間の経過だけに対価を提供するものを指す。金融資産の貨幣の時

間的価値が改変される場合、保有企業は、金融資産に関するキャッシュ・フローが元本と利息のみという概念と整合しているかどうか判断するため、修正の影響を検討する必要がある。そのためには、その金融資産と比較可能な完璧なベンチマークとなる商品を想定し、修正された特徴を伴うその金融資産の割引前のキャッシュ・フローとベンチマーク商品の割引前のキャッシュ・フローとを比較する。これらが、著しく異なれば、その金融商品の契約キャッシュ・フローは元本と利息のみではないので、時価（公正価値）の変動を当期の損益に計上する分類（FV-PL）に分類されることになる。

例えば、満期のある変動金利商品で支払われる LIBOR 金利が改定される場合、それ自体は、要件に反しないが、3ヵ月ごとに1ヵ月物金利を改定するなど金利期間と改定の頻度が一致しない場合や、満期5年の金融商品の支払変動金利が定期的に改定されるが、常に満期5年を反映するなど、契約金利が金融商品の残存期間を超える期間に基づいている場合は、時間的価値が改変される場合として改変の影響を検討する必要がある。例えば、わが国の15年変動利付国債は年2回金利を改定するにもかかわらず、金利が6ヵ月の金利でない（基準金利は、変動利付国債の利率決定の直前に行われた10年利付国債入札における平均落札価格を基に算出される複利利回り）ため、時間的価値が改変される場合として、その影響を検討する必要がある。

国や地域によっては、包括的なマクロ経済政策の一部又は特定のセクターへの投資促進のため、政府や規制機関が金利水準を設定する場合がある。規制金利が概ね時間の経過を反映しており、基本的な貸付契約と矛盾するリスクやボラティリティのエクスポージャーを提供しない場合は、規制金利を代替品とみなすことができる。

ウ) 契約キャッシュ・フローの時期や金額を変更する契約条件

企業は、保有する金融資産が契約上のキャッシュ・フローの時期や金額を変更する契約条件（例えば、期前償還・期限延長）を含む場合は、契約条件に従ってその金融商品の期間を通じて生じるキャッシュ・フローが、「元本及び利息の支払いのみ」か否か判断する必要がある。また、保有企業は、キャッシュ・フローの時期や金額の変更のトリガーとなる将来の事象（偶発的事象）を把握する必要があるかもしれない。偶発的事象の性質自体が「元本及びリスクの支払いのみ」か否かの決定的要因になることはないが、一つの指標とはなりえる。トリガーが信用リスクの悪化の場合と株価の変動の場合とを比較すると、前者の方が、支払の不履行と信用リスクの増大との間に関係があるため、「元本及びリスクの支払いのみ」に該当する可能性は高い。

満期前に償還する条件（発行者が債券等の負債性金融商品を期限前償還すること又は保有者が発行者に売り戻すことを認めている契約条件）でも、企業が債券等の取得または組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行い、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払い額を反映し、当初認識（計上）時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である場合には、契約キャッシュ・フロー要件を満たす。この場合、返済額には、契約の早期終了に対しての合理的な補償が含まれることがあるが、合理的な補償については支払う場合もあれば受け取る場合もありうることでとされている。

逆に、発行者又は保有者が債券等の負債性金融商品の契約期間を延長することを認める契約条件で、その延長オプション条件により延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本又は元本に対する利息のみとなるものも、契約キャッシュ・フローの要件を満たしうる。この場合、契約の延長に対して合理的な追加の補償が含まれる場合がある。永久債は、永久であることだけでは、要件に反しない。永久債の利息の支払いが強制的に永久に行われる場合は要件を満たし得る。しかし、利息の支払いの繰延べが求められる場合があり、繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が生じない場合は、要件を満たさない。

国の破綻処理機関が、発行者が著しい財政上の困難を有しているか、追加的な規制上の自己資本を必要しているか又は破綻しつつあると判断した場合に、金融商品の額面を切り下げるか又は金融商品を発行者の一定数の普通株式に転換する権限を有している場合、当該破綻処理機関の権限は契約によるものではないため、考慮する必要はない。しかし、金融商品の契約条件で発行体又はその他の企業が保有者に損失を負担させることが容認又は要求される場合は、要件を満たさないこととされている。

金融資産がノン・リコースであること自体は要件に反することにはならない。要件に合致するか否かはその中身をルック・スルーして判断することになる。

エ) 契約キャッシュ・フローに僅少な影響しか与えない特徴

契約上のキャッシュ・フローに僅少な (de minimis) 影響しか与えない特徴は、分類には影響を与えない。影響が僅少か否かは、各会計期間ごとの影響のみならず、その金融商品の満期を通じた累計での起こりうる影響を考慮する必要がある。僅少とはいえない場合でも、その性質が真正でない (not genuine) 場合は、金融資産の分類には影響を与えないこととされている。即ち、極めて稀で異常で、発生の可能性が非常に低い場合は、金融資産の分類には影響を与えないこととされている。

オ) 契約上リンクしている商品 (証券化商品のトランシェ)

優先劣後構造を有する証券化商品を保有する場合、保有するトランシェも裏付商品のプールも要件を満たしており、裏付商品プールの当該トランシェの信用リスクが、裏付商品プール全体の信用リスク以下の場合、要件を満たしているものとして取り扱われる。

② 事業モデル要件

ア) 償却原価で評価：契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有する事業モデル

償却原価による評価が認められるためには、①の契約キャッシュ・フロー要件と共に、保有する企業や部門等の事業モデルが、「契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を

保有する事業モデルであること」が必要である。この事業モデルでは、その企業又は部門が保有する全ての金融資産を満期まで保有することまでは要求していない。

事業モデルの判定は単一の要因で決定されるものではなく、事業モデルの業績の評価と経営幹部に報告される方法、事業モデルの業績のリスクと当該リスクの管理方法、事業の経営者の報酬の決定方法など、関連性のあるすべての客観的な証拠に基づき決定する必要がある。過去における売却の頻度、金額及び時期、売却の理由と将来の売却の予想も考慮する必要がある。これらの売却情報のみで、事業モデルを決定はできない。過去の売却情報は、売却理由の文脈と現在の状況と比較した当時の状況を比較して検討する必要がある。

例えば、以下のような売却は当該事業モデルと矛盾しない。

- ◆対象金融資産の信用度が悪化して、もはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなったため売却する場合
- ◆信用度の悪化以外の理由による売却（例えば、信用集中リスクを管理するために行われる売却）でも、そうした売却が（たとえ多額であっても）稀であるか、又は（たとえ頻繁であっても）個々の取引でも合計でも少額である場合
- ◆対象金融資産の満期近くの売却で、その収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合
- ◆金融機関が銀行預金の取付騒動など「非常事態」のシナリオにおける流動性ニーズを満たすためのみに売却する場合

日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有して、経常的に多額が売却活動を行う場合は、その売却が流動性規制などにより規制機関から要求されている場合でも、このモデルには該当しえない。

イ) FV-OCI で評価：契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で金融資産を管理する事業モデル

①の契約キャッシュ・フロー要件を満たしている金融資産を「契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する」事業モデルの中で保有する場合には、当該金融資産は時価（公正価値）で評価し、時価の変動は当期の損益ではなく、その他の包括利益（OCI）に計上する分類（FV-OCI）に分類することとされている。

当該事業モデルの場合、売却は事業モデルに付随的なものではなく、その達成と不可分のものであり、償却原価で評価をする分類の事業モデルよりは、通常、売却の頻度が高く、数量も多い。次のようなケースが例示されている。

- ◆非金融企業が、予想される数年後の資本的支出を賄うために金融資産を保有しているが、リターンを最大化するために、機会があれば、売却して利回りがより高い金融資産に再投資する。

- ◆金融機関が日常的な流動性ニーズに対応するために金融資産を保有しており、その一部を売却して利回りのより高い資産に再投資するか、負債デュレーションとのより適切な合致を図る場合（日常的な流動性ニーズを満たしつつ金融資産の利回りを最大化する）
- ◆保険会社が、保険契約負債を賄うために金融資産を保有し、金融資産のポートフォリオのバランスを再調整しキャッシュ・フローのニーズに合わせるために多額の売買活動を定期的に行う。

(3) 論点（意見募集で挙げられたものを含む）

「分類と測定」に関する検討項目としては 1. 金融資産の分類、2. 金融負債の分類、3. 分類の変更、4. 償却原価、5. その他の分類及び測定に関する項目の 5 項目が挙げられている。

1 の金融資産の分類に関しては、例えば、次のような課題が考えられる。

- IFRS 第 9 号では、株式は原則時価評価し、評価損益は当期の損益に計上することとしている（FV-PL）。ただし、開示企業が指定する株式については、時価の変動をその他の包括利益（OCI）に計上することを認めている（OCI オプション）。この OCI オプションを採用した株式については、売却時に売却損益を計上することはできず、減損も適用されない。これをそのまま受け入れるか否かが、論点として考えられる。しかし、わが国では受入が困難であるとして修正国際基準（JMIS）において売却損益・減損を計上するよう修正された経緯を考えると、そのまま受け入れとなる可能性は低いものと思われる。
- IFRS 第 9 号では、投資信託のうち、プット可能である金融商品や清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す金融商品に該当するものは、OCI オプションは適用できない。わが国ではこのような投資信託を「その他有価証券」に計上し、時価評価による評価差額は OCI に計上している（FV-OCI）が、IFRS 第 9 号では時価の変動を当期の損益に計上することになる。
- 非上場株式は、わが国では取得原価で評価をしているが、IFRS 第 9 号では非上場株式も時価で評価することとしている。OCI オプションも選択可能だが、もし選択しなかった場合は、非上場株式の時価の変動が、貸借対照表のみならず、当期の損益に評価損益として計上されることになる。
- わが国では仕組債など金融資産にデリバティブを組み合わせた複合金融商品（資産）について、一定の要件に該当する場合は、現物とデリバティブ部分を区分経理し、デリバティブ部分は毎期時価評価し、当期の損益として計上するか、一体として会計処理して当該複合金融商品全体を時価評価し時価の変動を当期の損益に計上することとしている。これに対して IFRS 第 9 号では複合金融商品のうち資産については、区分経理せず一体として会計処理を行い時価の変動を当期の損益に計上することとしている。

¹ わが国では、金利のみが株価に連動する債券など、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産には及ばないものとして区分経理せず、満期保有目的の債券などに分類している例もある模様だが、IFRS では複合金融資産として時価評価し、時価の変動を当期の損益に計上することになるものと思われる。

1の金融資産の分類及び2の金融負債の分類に関して次の課題が考えられる。

- IFRS第9号では、企業が指定した金融資産や金融負債について時価評価し時価の変動を当期の損益に計上する処理が認められている。ヘッジ会計の代替的な処理として認められている（いわゆる「公正価値オプション」）が、わが国ではこのような会計処理は認められていない。

4の償却原価に関して次の課題が考えられる。

- わが国では、債券の償却について、期間に均等に配分する方法が認められているが、IFRS第9号では利息法が適用される。
- わが国の保険会社では、業種別の会計基準により「責任準備金対応債券」を時価評価せず、償却原価での評価が認められているが、IFRS第9号では時価評価の対象(FV-OCI)となる。

5のその他の分類及び測定に関する項目に関して次の課題が考えられる。

- 外貨建のその他有価証券の債券について、わが国では為替差損益について、OCIに計上する方法と当期の損益に計上する方法の両方が認められているが、IFRS第9号では、当期の損益に計上する。
- IFRS第9号では、金融商品の当初認識時において、その金融商品に活発な市場における相場価格が無く、観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法にもよらない場合は、公正価値と市場価格に差がある場合、当該差額を損益（いわゆる「day1利益（または損失）」）に計上せず、繰り返して調整する処理が求められている。

図表3 有価証券・債権の評価方法比較（日本基準、IFRS、米国基準）

| | 日本基準 | IFRS | 米国基準 |
|------------|---|---|--|
| 上場株式 | 売買目的:FV-PL | FV-PL | FV-PL |
| | その他有価証券:FV-OCI(リサイクリングあり) ^注 | ただし売買目的でない場合は、OCIオプションの選択可能(リサイクリングなし) | |
| 非上場株式 | 取得原価で評価 | 上場株式と同じ | FV-PL |
| | | | ただし、取得原価から減損損失を控除し、観察可能な価格について正又は負の事後調整を行った価格で評価可能 |
| 投資信託 | 売買目的:FV-PL | FV-PL | FV-PL |
| | その他有価証券:FV-OCI(リサイクリングあり) ^注 | プット可能である金融商品及び清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す金融商品に該当しなければ、OCIオプションを選択可能 | |
| 債券(仕組債を除く) | 売買目的:FV-PL | FV-PL | 売買目的:FV-PL |
| | 満期保有目的:償却原価 その他有価証券:FV-OCI(リサイクリングあり) ^注 | 契約CF要件と事業モデル要件を満たすことで、償却原価又はFV-OCI | 満期保有目的:償却原価 売却可能証券:FV-OCI(リサイクリングあり) |
| 債権(貸付金) | 償却原価法 | 債券と同じ | 償却原価 |
| | | | 売却目的で保有する場合は低価法(時価と原価の低い方)で評価 |

(注) 評価益はOCI、評価損は当期の損失に計上する方法も選択可能

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 減損

(1) 概要

IFRS 第 9 号では、予想損失アプローチに基づき減損を計上している。その概要は図表 4 のとおりである。

図表 4 予想損失アプローチによる減損計上

| 分類 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 |
|---------|---|--|---|
| 対象 | ◇ステージ2にもステージ3にも該当しない金融資産が含まれる。 ◇原則として、当初は、ステージ1に分類される。 | ◇報告日において、当初認識時以降、信用リスクが著しく増大している場合 ・予想信用損失額の変化ではなく、デフォルトリスクの変化で判断する。 ・例えばPDの著しい増加などが挙げられるが、これに限定はされない。 ・支払期日を30日超過する場合は、信用リスクの著しい増大に該当するとの反証可能な推定あり ◇信用リスクが低いとはいえない場合（例えば「投資適格」の格付けより低い場合） | 報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産。証拠としては以下が挙げられる。 ・発行者・債務者の重大な財政的困難 ・契約違反（債務不履行・元金の支払延滞など） ・借り手の財政上の困難に伴う貸し手の譲歩 ・借り手の破産・財務上の再編の可能性が高くなった ・財政上の困難による対象金融資産の活発な市場の消滅 ・信用損失を反映したディープディスカウントでの金融資産購入など |
| 予想信用損失 | 12カ月の予想信用損失 | 全期間の予想信用損失 | 全期間の予想信用損失 |
| 利息の計上方法 | 総額での帳簿価額×実効金利*1 | | 償却原価*2×実効金利*1 |

*1 残存期間の見積もりキャッシュ・フローを金融資産の帳簿価額・金融負債の償却原価まで割引率。予想信用損失は織り込まない。

*2 総額での帳簿価額－損失評価引当金

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) IFRS 第 9 号の減損

従来 IAS 第 39 号では、発行者・債務者の財政的困難、元金の支払不履行・遅延などの客観的証拠が存在するときに減損を計上することとしていた。貸付金・債権や債券のみならず、株式等も減損の対象となる他、減損の金額についても、売却可能金融資産については、公正価値（時価）まで、貸付金・債権や満期保有投資については、見積もり将来キャッシュ・フローを契約当初の実効金利で割引いた現在価値まで、減損することとしていた。

これに対して、IFRS 第 9 号では、株式等や公正価値（時価）で評価し損益計上する FV-PL の金融資産には減損は適用せず、償却原価や FV-OCI（リサイクリングあり）で評価される金融資産のみが減損の適用対象となる。減損会計の手法も、G20 のロンドン金融サミットなどの意向を受け、トリガーとなる事象の発生を減損の要件とする現行の IAS 第 39 号の手法（発生損失アプローチ）から、トリガーとなる事象に関係なく予想される損失を反映させる「予想損失アプローチ」に改められた。

IFRS 第 9 号では、予想信用損失の見積もりは、次の点を反映しなければならないこととされ

ている。

a. 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

- ・必ずしもすべての考えられるシナリオを特定する必要はない。ただし、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性を反映して、信用損失の発生リスクと可能性を検討しなければならない。
- ・12ヵ月の予想信用損失については報告日後12ヵ月間、全期間の予想信用損失についてはその残存期間中（最大限の期間は企業が信用リスクにさらされる最大限の契約期間）に、対象金融資産における債務不履行が発生する確率を見積もらなければならない。
- ・最善の利用可能な情報（合理的に利用可能な情報で、過去の事象、現在の状況、並びに報告時点での合理的な裏付け可能な将来の事象及び経済状況の予測）を織り込まなければならない。

b. 貨幣の時間的価値

c. 過去の事象、現在の状況、将来の経済状況の見通しについて、報告日において、過大なコストや努力なしに利用可能であり、合理的かつ裏付け可能な情報

予想損失アプローチは、ローン・コミットメントや債務保証（FV-PLに該当するものを除く）にも適用することとしている。予想信用損失を割り引くための割引率については、従来のIAS第39号における当初の実効金利を用いることとしている。債務保証や未行使のローン・コミットメントで実効金利を決定できないものについては、貨幣の時間的価値（リスク・フリー・レート）とキャッシュ・フロー固有のリスクを反映する割引率を使用することとしている。

ステージ1からステージ2に移すか否かを判定する際の信用リスクの悪化の把握は、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初の認識（計上）以降に著しく増大したか否かを評価して判定する必要がある。各報告日時点の信用リスク評価ではなく、当初認識（計上時）以降に信用リスクの著しい増大があったか否かを判定しなければならない（いわゆる「相対的アプローチ」）。その評価を行う際に、企業は予想信用損失の金額の変動ではなく、その金融商品の予想存続期間（満期など）にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならないこととされている。この評価を行うために、企業は当初の認識（計上）時と報告日現在の債務不履行発生リスクを比較し、信用リスクの著しい増大を示す裏付け可能な情報を考慮することとされている。当該裏付け情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報とされている。個々の金融商品ではなく、金融商品のグループ又はサブ・グループ単位で行われることもある。

報告日現在である金融商品の信用リスクが低い場合には、信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱うことができる（例えば、外部格付けがAAAからAに下がっているものの、投資適格である場合など）。

信用リスクを判定する上でベースとなる「債務不履行」の定義については、それが適切な場合は財務コベナントなども考慮しつつ、社内の信用リスク管理で用いられている定義と矛盾し

ない定義を用いることになる。さらに、90日の期日経過の後には債務不履行は発生しないという反証可能な推定を含めることとしている。企業は、その主張を実証する合理的で裏付け可能な情報が無い限り、90日より後の支払遅延をデフォルトと定義することはできない。

購入・組成時点で減損の客観的証拠のある金融資産（信用減損金融資産）

IFRS第9号では、購入・組成時点での予想信用損失は、金融資産の実効金利を計算する際の見積キャッシュ・フローに含まれる。利息は、購入時の予想将来キャッシュ・フローを取得価額に割引く信用調整後の実効金利（予想信用損失を考慮）に基づいて計上する。したがって、購入・組成時点では減損は計上されない。

営業債権（売掛債権等）・リース債権

① 営業債権（売掛債権等）

IFRS第9号では、営業債権のうち、重要な財務取引を構成しないものは、全期間の予想信用損失を計上する。営業債権のうち、財務取引を構成するものでも、企業が選択する場合は、全期間の予想信用損失を計上する。この場合は、全ての営業債権に対して、全期間の予想信用損失を計上する方針を適用する必要がある。

② リース債権

IFRS第9号では、企業が選択する場合は、全期間の予想信用損失を計上する。この場合は、全てのリース債権に対して、全期間の予想信用損失を計上する方針を適用する必要がある。

(3) 論点（意見募集で挙げられたものを含む）

意見募集では減損に関連する項目として以下を挙げている。

6. 予想信用損失の認識

7. 予想信用損失の測定

わが国の金融商品会計基準では、受取手形、売掛金、貸付金その他の債権を、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、「一般債権」、「貸倒懸念債権」、「破産更生債権等」に区分している。一般債権は貸倒実績法²、貸倒懸念債権は財務内容評価法³とキャッシュ・フロー見積法(DCF

² 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により行う。

³ 担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法

法)⁴、破産更生債権等は財務内容評価法で評価することとしている。

一方、銀行等の金融機関においては、金融検査マニュアルの別表で「正常先」、「要注意先」（金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、うち3ヵ月以上延滞や貸出条件緩和に係る債務者は「要管理先」に分類）、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に分類していた。一般債権は、正常先と要注意先（要管理先も含む）、貸倒懸念債権が破綻懸念先、破産更生債権等が、実質破綻先・破綻先におおむね相当するものとされているが、評価方法は異なり、正常先・要注意先・要管理先は債権額に予想損失率を乗じた額で一般貸倒引当金を算出するとしつつ、要管理先の大口債務者（与信額が100億円以上）はDCF法によることとしていた。破綻懸念先は、担保等による回収可能額控除後の債権額に予想損失率を乗じる方法やDCF法などで個別貸倒引当金を計上し、実質破綻先や破綻先は担保等による回収可能額控除後の全額を個別貸倒引当金として計上するか帳簿価額を直接減額（直接償却）する。ただし、検査マニュアルは、金融機関の画一的な対応を招いた等の批判があり、金融庁は、別表も含め、平成30（2018）年度終了後（平成31（2019）年4月1日以降）を目途に廃止することとしている。現在、金融庁は「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設けて、よりの確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含めて、融資の検査・監督実務の在り方について議論している。

図表5 減損の比較（日本基準、IFRS、米国基準）

| | 日本基準 | IFRS | 米国基準 |
|--------------|--|---|--|
| 上場株式 投資信託 | 売買目的:不要 | 不要 | 不要 |
| | その他有価証券 :時価の著しい下落がトリガー 時価に基づき算定 | | |
| 非上場株式 | 実質価額の著しい下落がトリガー 実質価額に基づき算定 | 上場株式と同じ | 減損が生じた場合に公正価値 に基づき算定 |
| 債券（仕組債を除く） | 売買目的:不要 | FV-PLの場合は不要 | 売買目的:不要 |
| | 満期保有目的、その他有価証券 :時価の著しい下落がトリガー 時価に基づき算定 | 12ヵ月又は全期間の予想信 用損失を計上 | 満期保有目的:全期間の予想 信用損失を計上 売却可能証券 :時価を基礎とした予想信用損 失を計上 |
| 債権（貸付金） | 債務者区分・債権区分に基づき貸 倒見積高を計上 | 全期間の予想信用損失を計 上。営業債権のうち、財務取 引を構成するものは貸付金と 同様（企業が選択する場合 は全期間の予想信用損失を 計上） | 全期間の予想信用損失を計上 |
| 債権（営業債権） | | 企業が選択する場合は、全 期間の予想信用損失を計上 | |
| 債権（リース債権） | | | |

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴ 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もれる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた価額と帳簿価額の差額を貸倒引当金として計上する方法

仮に IFRS 第 9 号の減損を導入した場合、次のような課題が生じる可能性がある。

- ◇わが国では債務者の状況に応じた債権区分に対応して貸倒引当金の計上等を行っているが、IFRS 第 9 号の減損を導入した場合、個々の債権単位で債権の信用リスクが当初認識（計上）以降著しく増大しているか否かを評価したうえで、予想信用損失を測定している。このような処理への対応と、それを可能とするために、個々の債権に対する信用リスクのデータを整備・保存するプロセスの整備やシステム改修が必要となることが予想される。
- ◇将来予想的な情報の減損への見積もりが必要なるため、そのための手法の開発やデータの整備、見積もりの妥当性を検証するためのプロセスの構築などが必要となる。マクロ経済要因の反映、PD（デフォルト率）と相関関係があるマクロ経済指標等の選定や監査可能性なども課題となる。
- ◇貸出条件緩和債権は、IFRS 第 9 号の信用減損金融資産（ステージ 3）の要件に該当する可能性があり、該当した場合は全期間の予想信用損失の測定が必要となる。
- ◇IFRS 第 9 号ではわが国のような未収利息不計上の定めはないため、信用減損金融資産（ステージ 3）についても、未収利息を計上する必要がある。
- ◇債券について、わが国では債権とは異なり、減損を処理する場合、時価（公正価値）に基づいて行うが IFRS 第 9 号では時価（公正価値）とは関係なく予想信用損失を見積もらなければならない。

3. ヘッジ会計

(1) 概要

ヘッジ会計では、わが国の会計基準と IFRS 第 9 号の前の基準である IAS 第 39 号との間でも違いがあった。IAS 第 39 号では、キャッシュ・フローの変動のヘッジはキャッシュ・フローヘッジ会計、時価（公正価値）の変動のヘッジについては公正価値ヘッジ会計を適用していた。

前者は、ヘッジ手段のデリバティブの時価の変動を OCI に計上し、ヘッジ対象の損益計上時期に合わせて OCI から損益にふりかえる処理で、わが国の繰延ヘッジ会計に類似している。ただし、わが国の繰延ヘッジ会計では、ヘッジとして非有効な部分も OCI で繰り延べるが、IFRS の場合は当期の損益に計上する。一方、公正価値ヘッジ会計は、わが国の時価ヘッジ会計に類似しているが、わが国のようにヘッジ対象をその他有価証券には限定していなかった。

その他、わが国の金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理など、デリバティブを時価評価しない会計処理は IAS 第 39 号では認められていなかった。これらの点は IFRS 第 9 号においても基本的には変わっていない。IFRS 第 9 号では、OCI オプションを適用している株式をヘッジ対象として公正価値ヘッジ会計を適用することが可能である。この場合、ヘッジ対象の時価の変動、ヘッジ手段の時価の変動のいずれもが OCI に計上されることとなっている。わが国では「その他有価証券」のヘッジに時価ヘッジ会計を適用する場合はいずれも損益に計上する。

図表6 ヘッジ会計概要比較（日本、IFRS、米国基準）

| | 日本基準 | | IFRS | 米国基準 | | | |
|--------------|--|------------|--|--------------|--|--|---|
| 公正価値ヘッジ | 時価ヘッジ会計 | ヘッジ対象 | 「その他有価証券」のみ | 公正価値ヘッジ | ヘッジ対象 | 資産・負債、確定契約 | |
| | | ヘッジ対象の会計処理 | ヘッジ開始後の時価の変動を損益計上 | | ヘッジ対象の会計処理 | ヘッジ開始後の時価の変動について、帳簿価額を調整するとともに当期の損益に計上。ヘッジ対象が資産又は負債を発生させる未認識の確定契約の場合は、取得資産・負債の当初の帳簿価額に加える。 | |
| | 繰延ヘッジ会計 | ヘッジ手段の会計処理 | 時価評価し、評価損益を当期の損益に計上 | ヘッジ手段の会計処理 | OCIオプション適用の株式の評価損益はOCIに計上 | 売却可能証券のヘッジ開始時からの時価の変動は損益に計上 | |
| | | ヘッジ対象 | 資産・負債・予定取引・確定契約 | ヘッジ対象 | 時価評価し、評価損益を当期の損益に計上 | | |
| キャッシュ・フローヘッジ | 繰延ヘッジ会計 | ヘッジ対象の会計処理 | 会計処理なし | キャッシュ・フローヘッジ | ヘッジ対象 | ヘッジ対象は、キャッシュ・フローが変動する資産・負債（例えば変動利付債）、予定取引 | |
| | | ヘッジ手段の会計処理 | 時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動は全てOCIに計上 | | ヘッジ手段の会計処理 | OCIオプション適用の株式のヘッジの場合評価損益はOCIに計上 | |
| | | ヘッジ対象 | 資産・負債・予定取引・確定契約 | | ヘッジ対象 | ヘッジ対象は、キャッシュ・フローが変動する資産・負債（例えば変動利付債）、予定取引 | |
| 純投資のヘッジ | 繰延ヘッジ会計 | ヘッジ対象 | 在外子会社等に対する投資持分 | 日本基準と同様 | ヘッジ対象の会計処理 | 会計処理なし | |
| | | ヘッジ手段の会計処理 | ヘッジ手段の為替換算差額を為替換算調整勘定に含める。ヘッジ対象から生じる為替換算調整勘定を上回る場合は損益に計上 ^{注1} | | ヘッジ手段の会計処理 | 時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動とヘッジ対象の時価の変動のうち小さい方をOCIに計上。残り（ヘッジ非有効部分）は当期損益に計上 | 時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動をOCIに計上。ヘッジ非有効部分は損益計上しない。 |
| | | ヘッジ対象の会計処理 | 会計処理なし。ただし、連結財務諸表の為替換算調整勘定に反映 | | | | |
| 公正価値オプション | 適用不可 | | 適用可能 | 適用可能 | | | |
| 特例処理 | ◇金利スワップのオフバランスの特例 ◇為替予約等の振当処理（為替予約はオフバランス） ◇銀行や保険会社の特例 | | なし | | ◇金利スワップのショートカット法 ^{注2} ◇予定取引等のクリティカル・ターム・マッチ法 ^{注3} | | |
| ヘッジの有効性評価 | 数値要件あり（80～125%） | | 数値要件なし | | 高度に有効であること（実務上80%～125%） | | |
| 満期保有目的の債券 | ◇金利リスクの変動のヘッジ不可（時価、キャッシュ・フローの変動共に不可） ◇金利スワップの特例でのみヘッジ可能 | | | | 金利リスクの変動のヘッジ不可（時価、キャッシュ・フローの変動共に不可） | | |

（注1）ASBJの「意見の募集」では、公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ非有効部分についてOCIに繰延処理可能と説明している。

（注2）金利スワップ取引をヘッジ対象とする場合、一定の要件を満たせば、ヘッジの非有効部分が無いとみなし、簡素化した会計処理が認められる（金利スワップは時価評価だが、相殺する金額だけヘッジ対象の借入金の帳簿価額を修正（公正価値ヘッジの場合）又はその他の包括利益を修正（キャッシュ・フローヘッジの場合））

（注3）ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していれば、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動はヘッジ開始後完全に相殺することを想定できる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) IFRS 第9号のヘッジ会計

IFRS 第9号では、従来のルールベースのヘッジ会計の基準を、より密接にリスク管理活動に沿ったものに改めることを目的に、IAS 第39号を改定して設定された。ヘッジの有効性評価については、定量的な評価における従来の数値基準（ヘッジ対象の価格又はキャッシュ・フローの変動をヘッジ手段により80%から125%カバー）を廃止し、次の適格要件を定めている。

- (1) 適格なヘッジ対象とヘッジ手段のみでヘッジ関係が構成されている。
- (2) ヘッジ関係の指定及びヘッジに関するリスク管理目的やリスク管理戦略についての正式な文書化がヘッジ関係の当初から存在する。
- (3) 以下の3つのヘッジ有効性要件をすべて満たすこと
 - ① ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的な関係が存在する。
 - ② 信用リスクによる影響が、ヘッジの経済的な関係から生じる価値の変動に著しく優越するものではないこと
 - ③ ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業の実際のヘッジ対象及びヘッジ手段の数量に基づくものであること

ヘッジ会計の適用を開始した後、ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合はヘッジ会計の要件を満たすようバランス再調整（ヘッジ比率の調整等）を行うこととしており、ヘッジ指定の意図的な解除は認めないこととしている。

資産（又は負債）のグループの公正価値のヘッジについては、ヘッジ対象リスクに起因する個々の資産（又は負債）の公正価値（時価）の変動がグループ全体の公正価値（時価）の変動におおむね比例すると見込まれるという要件を削除している。したがって、OCI オプションを適用する株式等について、株価指数先物でヘッジすることも、ヘッジが有効であれば可能となる。

また、階層アプローチを導入している。階層アプローチとは、例えば100億円のヘッジ対象に対して最初の80億円の部分をヘッジするといった指定を可能とするものである。仮にヘッジ対象が100億円から90億円に減少した場合、IAS 第39号の考え方だと、ヘッジ手段のうち有効なのは、 $80 \text{ 億円} \times 90 \text{ 億円} / 100 \text{ 億円}$ の72億円ということになるが、階層アプローチだと、ヘッジ対象金額は80億円を上回っているため、80億円部分のヘッジは依然有効ということになる。例えば、期前償還オプションの付いた住宅ローンのポートフォリオに対して適用することが期待されているが、適用要件が厳しいため、実際には適用できないとの指摘もある。

資産と負債のネットポジションのヘッジへのヘッジ会計の適用が認められている。ただし、キャッシュ・フローヘッジで、各項目のキャッシュ・フローの変動性がグループ全体のキャッシュ・フローの変動性に連動していないと予想されない場合については、為替リスクのヘッジであり、かつ、ネットポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる期間を、内容、数量ともに特定している場合に限り認めることとしている。

図表7 ヘッジ会計概要比較（日本、IFRS）

| | 日本基準 | IFRS第9号 |
|------------------------------------|---|--|
| リスク管理との関係 | 事前テストで整合性を要求 | 密接な関連性が期待 |
| ヘッジ会計の目的 | ヘッジの効果を会計に反映 | 企業のリスク管理活動の影響を表現。純損益に影響を与えるもののみならず、FV-OCI指定の株式等も対象として認める。 |
| ヘッジ手段 | <ul style="list-style-type: none"> ●デリバティブ ●外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券(外貨建の予定取引・その他有価証券などのヘッジ) ●信用取引の売建て・有価証券の空売り(その他有価証券のヘッジ) | <ul style="list-style-type: none"> ●デリバティブ ●FV-PLの非デリバティブの金融商品も適格。FVOを適用してFV-PLとなったものも対象。ただし、信用リスクの変動がOCI計上される金融負債は対象外 |
| ヘッジ対象 | <ul style="list-style-type: none"> ●相場変動等による損失の可能性にさらされている資産・負債 ●金融商品と非金融商品は区別せず ●予定取引(未履行の確定契約を含む) ●リスク要素のヘッジ可能 ●売買目的有価証券やデリバティブは対象外(ヘッジ会計不要) | <ul style="list-style-type: none"> ●デリバティブと非デリバティブの組み合わせも対象 ●非金融商品も含め、リスク要素のヘッジ可能 |
| ■階層アプローチ | 不可(規定なし) | <ul style="list-style-type: none"> ●予定取引(CFヘッジ)以外も可能 ●期限前償還オプションの付いた契約は、期限前償還オプションのFVがヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合は、FVヘッジの適用は不可。ただし、指定されたヘッジ対象(階層)のFVの変動を算定するに当たり、期前償還オプションの効果を反映していれば指定可能(実務上は困難との指摘あり) |
| ■グループヘッジ | ヘッジ対象リスクに対するヘッジ対象項目の公正価値変動とグループ全体の公正価値変動が比例的であること(変動割合のカイ離が上下10%以内)が必要 | IAS第39号の同様の要件は撤廃し、以下を要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●適格なヘッジ対象により構成 ●リスク管理目的の一体として管理 |
| ■純額ヘッジ | 不可(規定なし) | <ul style="list-style-type: none"> ●可能 ●ただし、CFヘッジについては、為替リスクのヘッジで、予定取引が純損益に影響すると予想される報告期間、内容、数量が特定されている場合は適格 ●包括利益計算書の複数の科目に影響を与える場合は、独立の科目で表示 |
| 有効性評価 | <ul style="list-style-type: none"> ●事前テストと事後テストが必要 ●80%～125%の数値基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●開始時+継続的に確認 ●将来に向かってのテストのみ要求 ●数値基準を廃止し、目的ベースの判断基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象とヘッジ手段に経済的関係がある。 ・信用リスクの影響が著しく優越しない。 ・ヘッジ比率は実際の使用量に基づく。 |
| 非有効部分 | OCIに計上 | 損益に計上(OCIオプションの株式のヘッジの場合はOCIに計上) |
| バランス再調整 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ関係の変更はヘッジの中止による ●バランス再調整の概念無し | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ関係の変更は、ヘッジ比率のバランスの再調整で対応 ●有効性評価の要求に従うヘッジ比率を維持する目的でヘッジ対象又はヘッジ手段の量を調整 |
| ヘッジの中止 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ要件を満たさなくなれば中止 ●ヘッジ対象消滅等の場合は終了 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ関係が、バランス再調整を行っても要件(リスク管理目的+有効性評価)を満たさなくなった場合、将来に向かって中止 ●任意の中止は不可 |
| 公正価値ヘッジの会計手法 | ヘッジ対象(その他有価証券)とヘッジ手段の公正価値変動を損益に計上(時価ヘッジ会計) | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動をOCIに計上する方法が提案されたが不採用。 ●したがって、現行通りの会計処理 ●ヘッジ対象がFV-OCI指定の株式等の場合は、FVの変動はOCIで処理 |
| オプションの時間的価値(本源的価値のみヘッジ手段として指定した場合) | 公正価値変動を損益計上 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘッジ開始後の時間的価値の公正価値変動は一旦OCIに計上し、ヘッジ対象の性格に合わせて処理 ●取引関連(確定契約・予定取引など)は、OCIに計上された時間的価値の公正価値変動の累計を、ヘッジ対象の非金融資産・負債計上時には簿価に加算、それ以外はヘッジ対象の実現時等に損益計上 ●期間関連は、ヘッジ開始時の時間的価値は、ヘッジ期間にわたり規則的かつ合理的な方法で期間配分 ●先物契約についても、直物要素と金利要素を区分し、直物要素をヘッジ手段として指定可能。金利要素はオプションの時間的価値と同様の処理 |
| クレジット・デリバティブによるヘッジ | 特別な規定なし(時価の算定が極めて困難なクレジット・デフォルト・オプションは債務保証に準じて処理) | <ul style="list-style-type: none"> ●ローン、債券、ローン・コミットメントの信用リスクのヘッジに対して公正価値オプションの適用を認める(当初のみならず事後の指定も可能) ●信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブの参照企業名、支払優先順位的一致が要件 |

(注) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 論点（意見募集で挙げられたものを含む）

意見募集ではヘッジ会計に関連する項目として以下を挙げている。

8. ヘッジの種類と会計処理

9. ヘッジ手段

10. ヘッジ対象

11. ヘッジ会計の適格要件

仮に IFRS 第 9 号のヘッジ会計を導入した場合、8 に関しては次のような課題が生じる可能性が指摘されている。

◇その他有価証券以外に公正価値ヘッジ会計を適用する場合、ヘッジ対象の相場変動を計算するプロセス（システム改修を含む）が必要となる。（11 においても課題）

◇わが国で認められている金利スワップの特例や為替予約の振当処理は、IFRS 第 9 号では認められていない。また銀行や保険会社に認められている特別な包括ヘッジ会計を、IFRS 第 9 号でも認めてもらうためには、ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付やヘッジの非有効部分の計算等、決算プロセスの変更が必要となる可能性がある。

11 に関しては次のような課題が生じる可能性がある。

◇IFRS のキャッシュ・フローヘッジや純投資のヘッジにヘッジ会計を適用する場合、ヘッジの非有効部分は損益に計上するため、その金額を計算するプロセスを追加する必要がある。

◇IFRS 第 9 号ではヘッジの有効性の定量的な評価が求められていない。

◇IFRS 第 9 号では事後的にヘッジの有効性が無くなった場合でも、リスク管理目的が変わらないときは、バランス再調整としてヘッジ比率を調整し、ヘッジ非有効部分を認識したうえで、ヘッジ会計を継続することが必要となるため、適時にヘッジ取引の指定を修正しヘッジ比率を調整するためのリスク管理のプロセスを設ける必要がある。